

平成24年(ワ)第223号 損害賠償請求事件

原告 西野友章ほか1名

被告 豊橋市ほか2名

## 答弁書

平成24年6月28日

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

〒441-8021 豊橋市白河町61番地 ターミナルプラザ801号

足立法律事務所(送達場所)

被告豊橋市訴訟代理人弁護士 足立陽一

同 弁護士 岡本徳広

同 弁護士 赤本優

電話 0532-33-4830

FAX 0532-33-4830

### 第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告らの被告豊橋市に対する請求を棄却する

2 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

### 第2 請求の原因に対する認否・反論

1 請求の原因第1について

(1) 1について

認める。

(2) 2について

認める。ただし、本件中学校においては、三ヶ日青年の家での訓

練につき「カッター訓練」との用語を使用していた。

(3) 3について

豊橋市に直接関係するものではないゆえ認否しない。

(4) 4について

豊橋市に直接関係するものではないゆえ認否しない。

2 請求の原因第2について

(1) 1について

以下に矛盾しない限度で認める。

当初生徒を引率した者は、校長・4名の教諭・養護教諭1名の計6名である(甲4・15頁)。カッター訓練のあった6月18日にカッター訓練を運営面や安全面で補助するため、さらに2名の教諭が加わり(甲4・16頁)計8名となった。

本件実習期間であるが、本件事故が発生したため、6月18日で打ち切り、生徒らは同日午後8時40分頃、学校に向け三ヶ日青年の家を出発した(甲4・19頁)。

(2) 2について

認める。

3 請求の原因第3について

(1) 1について

ア (1)について

中学校の教育活動において、学校に生徒の安全に配慮し、その安全を確保する義務があることは、一般論としてのみ認める。

本件実習が本件中学校の正課の授業であったことは認める。

主張は争う。

イ (2)について

否認する。主張は争う。

甲4・9～10頁に記載されているとおり、三ヶ日青年の家が想定していた事故は、落水、強風による座礁や漂流、落雷等であり

カッターボートの転覆は想定されていなかった。三ケ日青年の家すら想定していなかった事故を専門的な知識・技能を有しない学校側が容易に想像することなどできるはずもない。

平成22年4月6日に学校側と三ケ日青年の家との事前打ち合わせが行われた。その際学校側の1年学年主任及び担任4名の教諭全員が、三ケ日青年の家所員の井下俊輔氏から「カッターボートは救助用に使われており安全である。」との説明を受けている。

又、過去転覆事故など全くなかった。それゆえ三ケ日青年の家は自信を持って安全であると述べていたのである。

専門的知識・技能を有しない学校側が専門家たる三ケ日青年の家の言を信じるのは当然であり、カッター転覆事故を想定することなど全くできなかった。

ウ (3) について

(ア) アについて

第1段落および第2段落については認める。

第3段落は争う。

原告らは実施主体が被告静岡県から被告実施会社に変ったこと自体が安全性の低下をもたらすと主張するのであろうか。

仮にそのような主張であれば指定管理者制度自体の否定であり、そのような見解に組するわけにはいかない。

指定管理者への変更に関する三ケ日青年の家の具体的説明は以下のとおりであった。

学校は平成21年6月1日の施設予約時に、三ケ日青年の家から、「来年度、指定管理者に変わるが、引き継ぎを確実に行之、これまでと変わらない運営・指導体制で実施できるので、心配ありません。」と言われたし、平成22年4月6日の下見実施の時

も、「指定管理者に代わりましたが、昨年と全く同じようにやりますので安心して下さい。この4月からもすでにカッター訓練を実施しています。」と説明を受けた(甲3の1及び2の各々1頁)。

そのため学校は、実施主体変更に伴う安全性の危惧を感じる事など金くなかった。

なお、三ケ日青年の家では県直営時から、カッターボート訓練を実施する全ての学校において荒天時と認定された場合を除き自主艇を使用していたが(甲4・33頁)、これまで自主艇の安全性につき問題はなかった。

(イ) イについて

第1段落については認める。ただし、甲2・4頁には、「生徒が乗船した際、目視で左舷側に傾いていることが分かるような状態ではなかった」と記載されている。従って、乗船時にカッターボートが左舷側に傾いていることを認識できる状況ではなかった。

なお、事前に学校で乗船位置を決める際、三ケ日青年の家の指示により比較的体力のある者が内側となるように配置している(甲2・27頁)。45kgの重量差は20名の人員を三ケ日青年の家の指示に従って配置した結果にすぎない。

第2段落については否認する。

甲2・60～61頁においても、曳航が開始されてから左傾斜が増し、転覆したと述べているのである。原告ら主張のように当初の左舷側への傾斜が転覆原因と述べているわけではない。

逆に当初の傾斜角 $1.55^{\circ}$ は、教諭の一人が係留索を救助艇に渡すため船首側座席の中央に移動したことにより、 $0.53^{\circ}$ に復原している(甲2・44頁、60～61頁)。

このことからすれば、乗船時の人員重量差が転覆原因となったものではないことは明らかである。

又、甲2・76頁の6の所見においても、事故の直接原因は、「左斜航状態で、また、湖水がA船の左舷船首側から連続して打ち込む状態でえい航したため」としており、えい航の不適切さに求めている。

第3段落については争う。

なお、重量差発生原因について前述したとおりである。

(ウ) ウについて

以下の主張をもって認否・反論にかえる。

三ヶ日青年の家の規約では、「荒天時の実施・中止の決定は団体責任者の意見を聞き、所員が所長の承諾を得た上で決定する」となっている。したがってカッター訓練実施の決定権は三ヶ日青年の家所長にある（甲4・9頁）。

当日、雨が降り出した午前11時30分頃、学年主任の指示で引率教諭が事務室を訪れカッター訓練実施の可否を尋ねた。この時、事務室にいた所員は「この程度の雨なら大丈夫である。」と答え、別の所員が気象状況を確認し、「注意報も発表されていない」ことも伝えた。この回答を受けた教諭は、予定通り実施することを校長及び他の引率教諭に伝えた（甲4・15頁）。12時02分に注意報が発令されているが（甲2・3頁）、同情報を伝えられなかった学校側は、予定通り訓練が実施されるものと考えた。

一方、本件校長は昼食時に教諭から本件訓練が予定どおり実施される旨の報告を受け（甲2・3頁）、了承した。その後カッター訓練開始前に艇庫内で行われた教諭への説明の場において、三

ケ日青年の家指導員に訓練コースについて再度確認したところ、陸岸沿いをとう漕する東コースである旨の説明を受け、天候が悪くなってもすぐに岸に避難できると思った（甲2・55頁）。

以上、校長及び引率教諭は訓練実施の可否について十分な注意義務を果たしている。

（エ）エについて

本件訓練時に雨が降っていたこと、カッターに滞留水が生じていたこと、滞留水排水の措置が採られなかったこと、自主航行不可能時かい休めの状態で漂泊していたこと、他のカッターは排水していたこと、えい航前に滞留水が最も深い所で11cmと推定されたことは認める。

その余は否認する。主張は争う。

カッターの滞留水の排水は、通常、訓練参加者が乗船する前に指導員が行っていたことから訓練参加者には教えておらず、本件においても引率教諭に伝えられていなかった（甲2・54頁）。なお本件柄杓は右舷側予備席下にあったが（甲2・13～14頁）、同席には誰も乗っておらず（甲2・14～15頁）、その存在に気付かなかったし、えい航時を含めて柄杓による排水の指示は一切されていなかった（甲2・54頁）。

それに加えて、救助に来た三ケ日青年の家所長は船内に湖水が打ち込んでいるのを認めたものの、早く帰港することを優先して滞留水の排出を指示せずにえい航を続けたのであり（甲2・68頁）、このような状況の中で、転覆の危険性を想定して引率教諭が滞留水の排水を行うことなど不可能である。

ところで、原告らは甲2・42頁を引用して11cmの滞留水が本件カッターの復原性能に影響を与え転覆の原因となったと

主張するが、甲 2・4 2 頁にそのような記述はない。甲 2・4 1  
～ 4 2 頁では事故直前状態の滞留水を問題としているにすぎない。

(オ) オについて

第 1 段落は認める。但し、実際に 1 時間で 24 mm の降雨があったわけではない。又、ハーバーでの訓練開始時の降水量は 10 分間で 2.5 mm であった (甲 2・3 4 頁、図 2)。

第 2 段落及び第 3 段落については否認する。主張は争う。

甲 2・3 4 頁図 2 からすれば、やや強い雨に該当するの考えるのが妥当である。

ところで前述の通り、三ケ日青年の家の規約では、「荒天時の実施・中止の決定は団体責任者の意見を聞き、所員が所長の承諾を得た上で決定する」となっている (甲 4・9 頁)。そして三ケ日青年の家は、「今までの運営ではプログラム開始時に湖上の風が強く波が高い場合は、学校と協議を行って参りましたが、当日は、プログラム開始時には、雨が降っていたものの、風や波はなかったため、学校との協議は考えつきませんでした。」と述べている (甲 3 の 2・10 頁)。

甲 4・16 頁によっても、ハーバーを出港した午後 2 時 35 分頃の天候は、雨は断続的に強く降っていたものの、風は目視で 3～4 m/s 程度、白波の発生もなかったのである。そして三ケ日青年の家の荒天時の取り扱いでは、8 m/s 以上 10 m/s 未満は所長の判断によるとあるのであるから (甲 4・9 頁)、この程度の風の場合は訓練を行うのが当然と解され、学校との協議もなされなかったのである。

以上、出港基準自体はすべてクリアーしている状況において校



長が中止の申入れをするなど到底できるものではない。

(カ) 力について

第1段落及び第2段落は認める。

第3段落～第5段落の主張については争う。

雨水による船体傾斜は当初1.55°、後に3.87°と推定されるが、体重44kgの教諭が左舷側から中央に移動したところ、左舷傾斜は0.5°に戻っている(甲2・14～15頁、44頁、50頁)。比較的体重の軽い人間一人の移動により傾斜が復原していることからすれば、雨水による船体傾斜があるからと言って直ちに転覆の危険性を察知すべきだとは到底言えない。又、生徒からの心配の声を伝えたところ、専門家である三ヶ日青年の家が「この程度の雨なら大丈夫です。」と回答している(甲3の2・9頁)。

自主艇の場合は、キャプテンが指示を行うことになっており(甲4・10頁)、キャプテンは14時55分頃天候の急変を察知し、ハーバーに帰港することを決断した上で、全艇に風上に船首を向けるよう指示した(甲4・17頁)。しかし当該艇はそれができなかった。そこで、引率教諭はキャプテンと繰り返し交信し、指示を受け、槽艇に努力していた。その後、船酔いの生徒が発生し、槽艇が困難となったため、教諭は15時05分にキャプテンにレスキュー艇の要請をしている(甲2・45頁、60頁)。

以上、引率教諭は、この10分間、規定通りキャプテンの指示を受けた対応をしており、十分責任を果たしている。

なお、甲2・76頁の6所見においては、複合的に要因が重なって転覆したことが記されているが、その原因の中に救助要請が遅すぎたという記述は一切ない。



(キ) キについて

第1段落については認める。

第2段落については否認する。主張は争う。

自主艇に乗船する教諭が舵の操作に不慣れであるのは、本船に限らず、全ての自主艇に想定されることである。施設側はその想定に基づいた安全管理体制を整えるべきである。確かに曳航時の適切な指示や指導員の配置があれば、転覆を回避できた可能性はあるであろう（甲2・68頁）。しかしながら、救助に来た所長は舵の操作方法等の被曳航時の注意事項を乗船している教諭に伝えなかったばかりか、そもそも、仮に教諭が所員に舵取りを依頼したとしてもえい航訓練を行ったことのない所長所員が適切な指示を行いうるとは到底思えない。

以上、原告らの主張は全く根拠のないものである。

(ク) クについて

第1段落については争う。

第2段落については認める。

第3段落については否認する。

甲2・65頁②は、「水難救助隊員がA船に残した生徒等の人数を性格に報告していれば、早い段階で行方不明者が発生していることに気付くことができ」と言っている。

第4段落については争う。

第5段落については否認する。主張は争う。

学校は事前に乗船者名簿を作成していた。三ケ日青年の家が乗船者名簿の提出を求めていなかったのである（甲4・19頁、36頁）。

第6段落については争う。

甲 2・70～71 頁によれば、救助が遅れた原因として、施設が名簿作成していなかったことのほかに、水上バイクやスキューバ装備の不備という消防の対応の遅れ等さまざまな複合的な要因を指摘しているが、早期発見ができなかった原因が学校側にあるという指摘はない。

(ケ) ケについて

第 1 段落については認める。

第 2 段落については争う。

当該艇に乗船した教諭も救助された時点で「まだわからない子がいる」ことを所長に告げている（甲 3 の 2・3 頁）。所長は 3 人を救助したが、それ以上の捜索は体力消耗からできなかった（甲 2・8 頁、62～63 頁）。また、所長は救助に来た水難救助隊に、まだ艇内に残されている子供がいるかもしれないので確認してもらうよう要請したが、救助隊員から、潜水用の装備をしてきていないので水に潜って確認・救助することはできないと断られている。

次に、午後 4 時頃にレスキュー艇で三ヶ日青年の家ハーバーに着いた当該教諭は、出迎えた校長及び 40 歳代と思われる消防署員に「花菜さんと万里奈さんがいない」と告げている。その後も警察官や消防署員を見るたびに「花菜さんと万里奈さんがいない」ということを伝えている。

したがって当該教諭は十分その責任を果たしている。

(コ) コについて

争う。

エ (4) について

(ア) アについて

第1段落については認める。

その余についてはすべて争う。

(イ) イについて

豊橋市に直接関係するものではないゆえ認否しない。

オ (5) について

争う。

(2) 2 について

争う。

4 請求の原因第4について

豊橋市に直接関係するものではないゆえ認否しない。

5 請求の原因第5について

原告らが損害賠償請求権の主体であること、カッター訓練が本件中学校の正課の授業であること、西野花菜さんが死亡したことは認める。

その余は全て否認する。主張は争う。

豊橋市は甲10記載のとおり、本件発生以後、所管するさまざまな施設に対して、安全管理や危機管理の周知徹底に努め、再発防止に向けた取り組みをしてきたし、遺族に対しても再三にわたり弔意を伝達している。

また、豊橋市教育委員会では本件を教訓として平成23年4月に「校外学習安全マニュアル」を策定し、市内全小中学校に周知徹底をはかっている（その後、平成24年4月に一部改訂）。

更に、6月18日を「豊橋・学校いのちの日」と定め、市内全小中学校でこの事故を風化させることなく、いのちの大切さを考えたり、安全管理や危機管理体制の徹底をはかったりする取り組みを各校の実情に応じた形で行っているし、月命日に合わせて遺族の家庭を訪問し、弔意を示すとともに当該生徒の冥福を祈っている。加えて、甲3の2

のように原告の疑問や質問に対しては、できる限りの調査を行い、誠意をもって回答している。

このように豊橋市及び豊橋市教育委員会は、誠意をもって再発防止と遺族への対応をしている。「反省や謝罪を拒む」「何ら意味ある回答をしない」等などとは到底言えない。

- 6 請求の原因第6について  
争う。

以上